

宮城県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和4年1月14日

| | | | | |
|---------|---|---|---|----|
| 宮城県監査委員 | 高 | 橋 | 伸 | 二 |
| 宮城県監査委員 | 渡 | 辺 | 忠 | 悦 |
| 宮城県監査委員 | 成 | 田 | 由 | 加里 |
| 宮城県監査委員 | 吉 | 田 | | 計 |

記

1 監査委員の報告日

令和3年8月30日

2 通知のあった日

令和3年11月5日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 公営事業課及び水道経営課

イ 水道用水供給事業

(イ) 監査委員の報告の内容

営業収益（水道料金）において、調定誤りが認められたので、今後再発しないように内部統制も含めた対策を講じられたい。

(内容)

仙南・仙塩広域水道事業の水道料金において、適用すべき単価を誤って算定したもの。

(ロ) 措置の内容

(処理状況)

令和3年3月31日付けで不徴収額の258,271円の調定を行い、同日納入通知書を送付し、令和3年5月14日に納入されたことを確認した。

(対応策)

5年に1度の料金改定直後の調定においては、算定対象に旧単価期間と新単価期間が含まれ過誤が生じる要因となることから、引継書に注意事項として明記し、班内で確

認・情報共有することとした。

また、収入業務チェックリストに単価の確認を新たな項目として追加し、内部統制を強化することとした。

加えて、毎月の料金算定時においても、市町村ごとの水道料金合計額と市町村合算水量の水道料金とを突合し、算定に誤りがいないか確認を行うこととした。

ロ 工業用水道事業

(イ) 監査委員の報告の内容

営業収益（水道料金）において、調定誤りが認められたので、今後再発しないように内部統制も含めた対策を講じられたい。

(内容)

仙塩工業用水道事業の水道料金において、契約水量の変更契約を締結したにも関わらず、変更前の契約水量により算定したものを。

(ロ) 措置の内容

(処理状況)

令和2年11月12日付けで不徴収額の363,528円の調定を行い、同日納入通知書を手交し、令和2年11月24日に納入されたことを確認した。

(対応策)

契約水量の変更があった場合は工業用水道事業給水一覧表の修正を直ちに行い、複数の職員により確認することとした。

また、調定時には、工業用水道事業給水一覧表と各事務所が作成する定期報告書を突合し、算定額に誤りがいないか確認することとしたほか、事務の流れや確認を要する項目を再確認し、実効性のあるチェック体制の構築を図った。

ハ 流域下水道事業

(イ) 監査委員の報告の内容

営業費用（委託料）において、支出額の誤りが認められたので、今後再発しないように内部統制も含めた対策を講じられたい。

(内容)

仙塩流域下水道事業、鳴瀬川流域下水道事業及び吉田川流域下水道事業の指定管理委託において、指定管理料減額の変更協定を締結したにも関わらず、減額前の請求書により支出したものを。

(ロ) 措置の内容

(処理状況)

令和3年4月21日付けで過払額33,440,000円の返納処理を行い、同日返納通知書を送付し、令和3年4月28日に納入されたことを確認した。

(対応策)

年度末に行った減額変更協定について、人事異動に伴う事務引継ぎが不十分であった

ことが主たる発生要因であることから、令和3年1月に行政経営推進課が策定した「事務引継ぎルール」を徹底するとともに、人事異動前及び人事異動後に班員全員で引継内容を確認・共有する。

また、変更協定締結伺いに負担行為変更についてのチェック欄を設け、複数で確認することによりシステムへの入力漏れの防止を図る。

(2) 中南部下水道事務所

イ 仙塩流域下水道事業

(イ) 監査委員の報告の内容

営業収益（管理運営負担金）において、徴収誤りによる還付金の発生が認められたので、今後再発しないように内部統制も含めた対策を講じられたい。

(内容)

仙塩流域下水道事業の管理運営負担金において、誤った流入汚水量を基に負担金を算定し、過大に負担金を徴収したため、還付金が発生したもの。

(ロ) 措置の内容

(経緯)

指定管理者から毎月報告されている「月間業務報告書」のうち、管理運営負担金の算出基礎となる「流入汚水量報告」において、一部に計数誤りがあったことにより過大請求となったもの。

(処理状況)

指定管理者から誤報告に至った顛末の報告を受けるとともに、正しい計数により管理運営負担金を再算定し、当該市町に経緯や還付について説明を行い、令和2年10月21日に還付した。

(対応策)

「流入汚水量報告」の数値について、前年度実績など過去の流入汚水量との比較により異常値の有無をチェックし、疑義がある場合には指定管理者に確認することにより再発防止を図る。